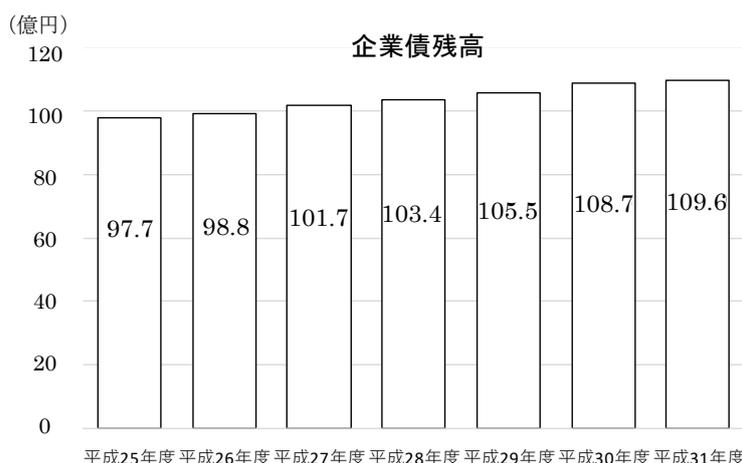
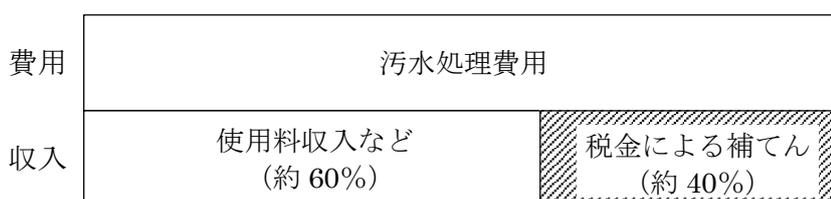


下水道使用料 Q & A

Q 1 なぜ使用料の改定が必要ですか。

現在下水道事業では、汚水処理費用に対し使用料収入が不足する状況が続いており、毎年4億円を超える一般会計からの基準外繰入金^{※1}により補てんし、運営を行っている非常に厳しい状況となっています。

将来の更新投資等に対しても安定して下水道サービスが供給できるよう、基準外繰入による一般会計の負担、あるいは企業債（借金）による将来世代の負担を減らす必要があります。引き続き事業の効率化に努めるとともに、受益者負担の原則に基づく適正な使用料により、公平な負担をお願いするものです。



※1 地方公営企業の収入のうち、地方公共団体の一般会計（税金）から繰り出される資金で、国の基準に基づかない財源不足補てん等のため任意で繰り出されるもの。

Q 2 使用料の改定はどのように決まりましたか。

公募委員や学識経験者などで構成される「江南市下水道事業経営戦略策定委員会」において、令和元年7月から令和3年2月にかけて、下水道整備区域の見直しや適正な使用料の検討を含む経営戦略^{※2}の策定に関する審議を合計7回行いました。

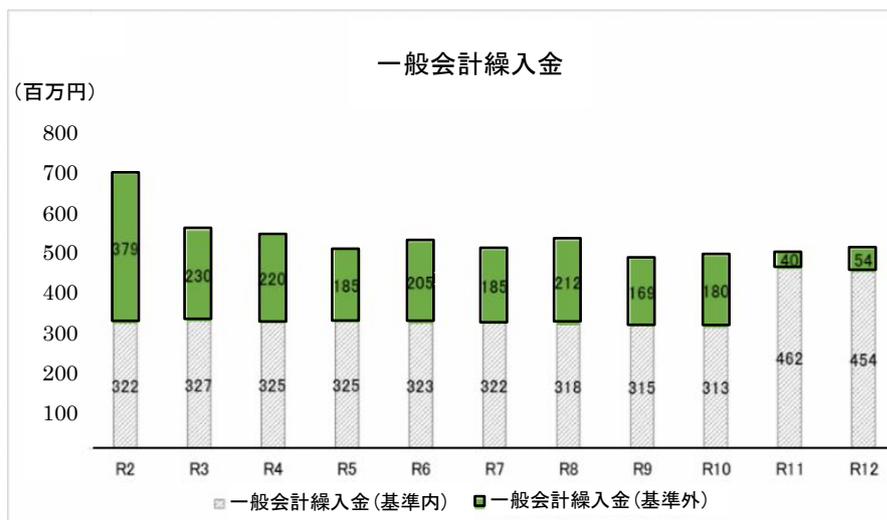
また、令和3年度からは、公募委員や学識経験者などで構成される「江南市下水道事業経営審議会」において、市長からの下水道使用料のあり方についての諮問を受けて、これまで3回審議を行っております。

※2 下水道事業の長期的な経営の基本計画のこと。会議内容等策定経過は市ホームページに掲載しておりますので、詳細はホームページをご覧ください。

Q3 一般会計からの繰入金で補てんしてもらえばいいのではないのでしょうか。

一般的に下水道事業は、整備をしてから市民等が接続するまでに年数がかかるため、整備後すぐに使用料収入には反映されにくい性質を持ちますが、汚水処理にかかる経費は、使用者負担が原則とされています。

また、下水道は整備された区域の人しか使用することができません。基準外繰入金での補てんは、下水道整備区域外の市民が負担する税金も財源に含まれることから、使用者負担の適正化・公平化を実現し、早急に削減を図る必要があると考えます。



使用料を改定した場合の今後の一般会計繰入金の推移見込

(出典：経営戦略)

Q4 今までどれだけ経営努力を行ってきたのですか。

○投資の合理化

- ・下水道整備区域の見直し
- ・幹線ルートや処理分区の見直しによる整備の効率化
- ・共同企業体による入札の実施
- ・小口径マンホール採用、マンホールポンプの設置等の低コスト手法の導入

○業務の効率化

- ・ICTを活用した下水道管情報の提供
- ・水道料金と下水道使用料の収納事務等の共同処理

以上の取り組みにより、平成29年度から令和3年度の5年間で約2億6千万円の削減を図っております。

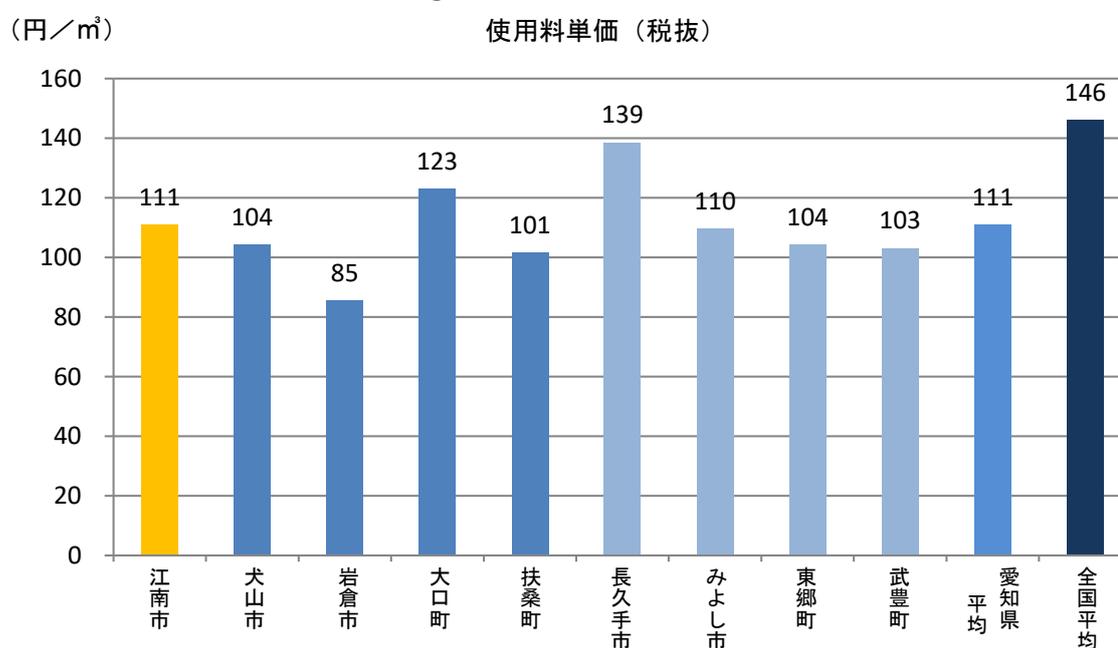
今後も、県内市町の共同により事務処理を行うなどの広域化共同化を検討する等引き続き徹底した経営努力を最優先に行うよう努めていきます。

Q5 近隣市町と比べてなぜこれだけ使用料を高くする必要があるのでしょうか。

総務省では、平成17年に必要な費用を使用料収入で回収できない事業にあつては、最低限行うべき経営努力として、まずは使用料単価^{※3}を150円/m³に引き上げることを示しています。

また、下水道サービスの持続性を考慮した場合、使用料の見直しに当たっては、近隣、全国平均を参考とすることは必ずしも適切ではなく、人口密度や施設規模等事業環境が類似する団体間で比較する方が、より有用であると考えられています。

今回の改定にあたりましては、令和2年度に策定しました経営戦略において、令和12年度までの計画期間内での当期純損益の黒字化を達成するために必要な金額を算定し、改定率を設定しております。また、計画期間の終了後も、必要に応じた定期的な見直しを行っていく予定です。



令和元年度末使用料の状況

(使用料単価は、公営企業年鑑より消費税を調整し試算)

※3 下水道管に老朽化等何らかの原因で流入する雨水や地下水を除いた汚水量1m³当たりの使用料収入を表した指標。

【参考】
使用料改定（案）
の他団体比較

(1)
基本使用料及び
従量料金
(1使用月につき
／税抜)

団体名	【使用料単価(税抜)】	基本 使用料	基本水量	従量料金 (1㎡あたり)						
				0~5㎡	6~10㎡	11~20㎡	21~25㎡	26~30㎡	31~40㎡	41~50㎡
江南市										
現行料金	【R1年度：111円】	425	~5㎡	0	85	95	120		145	160
改定案	【R5年度：135円】	610	なし	24	99	111	140		169	186
	【R9年度：150円】	700	なし	28	110	123	155		187	207
犬山市	【R1年度：104円】	550	~5㎡	0	44	84	104		129	
岩倉市	【R1年度：85円】	428	~5㎡	0	60	78	97		117	
大口町	【R1年度：123円】	714	~10㎡	0		104	119		128	133
扶桑町	【R1年度：101円】	714	~10㎡	0		104	119		128	133
長久手市	【R1年度：139円】	1,000	~10㎡	0			100		110	130
みよし市	【R1年度：110円】	900	~10㎡	0			90		100	120
武豊町	【R1年度：103円】	800	~10㎡	0		90	105		130	
東郷町	【R1年度：104円】	800	なし	10		90	100	120	140	180
一宮市	<~H29.9月>	596	~10㎡	0		101		111		115
	<H29.10月~>	596	なし	8		116		127		132
春日井市	<~R3.3月>	850	~10㎡	0		90	100	105	115	120
	<R3.3月~R4.3月>	950	なし	10		120	130	140	150	160
	<R4.4月~>	1,100	なし	25		130	140	150	160	170

(2)
使用水量別使用料
(2使用月につき
／税込)

団体名	【使用料単価(税抜)】	基本 使用料	使用水量							
			10㎡	20㎡	30㎡	40㎡	50㎡	60㎡	70㎡	80㎡
江南市										
現行料金	【R1年度：111円】	934	934	1,870	2,914	3,960	5,280	6,600	8,194	9,790
改定案	【R5年度：135円】	1,342	1,606	2,695	3,916	5,137	6,677	8,217	10,076	11,935
	【R9年度：150円】	1,540	1,848	3,058	4,411	5,764	7,469	9,174	11,231	13,288
犬山市	【R1年度：104円】	1,210	1,210	1,694	2,618	3,542	4,686	5,830	7,249	8,668
岩倉市	【R1年度：85円】	940	940	1,600	2,450	3,310	4,380	5,450	6,510	7,580
大口町	【R1年度：123円】	1,570	1,570	1,570	2,714	3,858	5,167	6,476	7,884	9,292
扶桑町	【R1年度：101円】	1,570	1,570	1,570	2,714	3,858	5,167	6,476	7,884	9,292
長久手市	【R1年度：139円】	2,200	2,200	2,200	3,300	4,400	5,500	6,600	7,810	9,020
みよし市	【R1年度：110円】	1,980	1,980	1,980	2,970	3,960	4,950	5,940	7,040	8,140
武豊町	【R1年度：103円】	1,760	1,760	1,760	2,750	3,740	4,895	6,050	7,205	8,360
東郷町	【R1年度：104円】	1,760	1,870	1,980	2,970	3,960	5,060	6,160	7,480	8,800
一宮市	<~H29.9月>	1,310	1,310	1,310	2,422	3,532	4,644	5,864	7,086	8,306
	<H29.10月~>	1,310	1,398	1,486	2,762	4,038	5,314	6,712	8,108	9,506
春日井市	<~R3.3月>	1,870	1,870	1,870	2,860	3,850	4,950	6,050	7,205	8,360
	<R3.3月~R4.3月>	2,090	2,200	2,310	3,630	4,950	6,380	7,810	9,350	10,890
	<R4.4月~>	2,420	2,694	2,970	4,400	5,830	7,370	8,910	10,560	12,210

※他団体数値は、各市HPや条例を参照